

各中・義務教育学校長 様

京都府中学校体育連盟
会 長 杉本 清彦

第77回京都府中学校総合体育大会実施要項 ホッケーの部

- 1 主 催 京都府中学校体育連盟
京都府教育委員会
京都市教育委員会
京丹波町教育委員会
(公財) 京都府スポーツ協会
- 2 主 管 口丹波中学校体育連盟
- 3 後 援 京都新聞
- 4 日 時 令和6年7月29日(月) 予備日(30日)
開 会 式 午前10時00分
競技開始 午前10時30分
- 5 会 場 グリーンランドみずほ人工芝ホッケー場
〒622-0322
京都府船井郡京丹波町大朴皿引1-4
TEL: 0771-86-1512



車ででのアクセス

京丹波みずほ IC (京都縦貫自動車道) <車で5分>

交通機関でのアクセス

JR 園部駅(JR 嵯峨野線)
↓
JR バス 桧山駅(JR バス)
↓
町営バスまたはタクシー
<約1時間30分>

- 6 参加資格
 - (1) 京都府中学校体育連盟に加入し、各ブロック大会で出場権を得たチーム。
年齢は、平成21年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月21日までに京都府中学校体育連盟に大会参加届を提出する。(その後、府中体連から日本中体連へ報告)
 - (2) 参加資格の特例
 - ア 学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。
「別記1」参照
 - イ 部員数が少ないため、単独でチーム編成ができない中学校(運動部)に対し、救済措置として「京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」により、ブロック大会で出場権を得た合同チームに大会参加を認める。

「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」参照

ウ 在籍校に希望する部活動がない場合に救済措置として「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」により、拠点校部活動の参加を認める。

「別記3・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動規定」参照

(3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。

7 外部指導者（コーチ等）

(1) 原則として外部指導者（コーチ等）は大会に参加できる。

ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。

この場合の外部指導者（コーチ等）は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。

ア 参加規定

当該校長が人格・指導面において適任者と認めた20歳以上の者であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。

また、各専門部の「外部指導者（コーチ等）規定」に準じ、指導任務を行うことができる。

イ 審判について

原則として顧問以外の外部指導者（コーチ等）の審判を認める。

ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

8 引率者及び監督

(1) 参加生徒の引率者・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については校長の認めた者とする。

(2) 引率者の特例

校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。

「別記4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督の細則」参照

(3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。

「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

9 参加数 京都市（1校） 山城（1校） 口丹波（1校）

10 競技規定 (1) 競技会開催日に有効な6人制ホッケー競技規則及び（公社）日本ホッケー協会通知および通達を適用する。

(2) （公社）日本ホッケー協会2024年度版ホッケー競技運営規程に準じて行う。

(3) 競技会レギュレーションを策定し、適用する。

(4) 競技方法、順位決定方法は次のとおりとする。

ア 競技方法

男女ともリーグ戦方式

イ 順位決定方法

①勝ち点（勝3点、分1点、負0点）

②得失点差

③総得点

④当事者の対戦結果で勝利チーム

⑤上記により順位が決しない場合は、S0戦を行う。

※S0戦において、攻撃を行う選手は3名とする。

11 表彰 本大会優勝校には賞状・盾を、準優勝校・3位校には賞状を授与する。

- 12 申し込み 申し込みは下記までメールで送付すること。大会当日、原本を提出すること。
 <申込先> 〒622-0322 京都府船井郡京丹波町大朴段ノ垣内6
 京丹波町立瑞穂中学校 谷 健人
 TEL : 0771-86-0013
 MAIL : k-tani-18@kyoto-be.ne.jp
 <締切日> 令和6年7月12日(金)
 ※ 選手変更については、7月26日(金)午後5時までにメールで「選手変更届」を提出すること。ただし、背番号の変更は認めない。

- 13 近畿大会 出場資格 この大会において、男子上位3チーム、女子上位2チームが8月5・6日に行われる近畿大会(京都府・グリーンランドみずほ人工芝ホッケー場)の出場権を得るものとする。

14 組み合わせ

<男子> 3チームのリーグ戦とする。

	A	B	C	勝点	得失	得点	順位
A		①	③				
B	①		⑤				
C	③	⑤					

<女子> 2チームのリーグ戦とする。(2戦による結果に基づき順位を決定する。)

	A	B	勝点	得失	得点	順位
A		②・④				
B	②・④					

時間	試合番号	男女	対戦(会場:Aコート)
10:00~			開会式
10:30~	①	男子	A VS B
11:30~	②	女子	A VS B
12:30~	③	男子	A VS C
13:30~	④	女子	A VS B
14:30~	⑤	男子	B VS C

- 15 その他 (1) 競技・施設等の特性を踏まえ、必要に応じて、基本的な感染症対策を講じる。
 (2) 特別警報が発表された、もしくはされている場合には、すべての競技は直ちに中止する。
 (3) 大会当日午前7時現在、会場所在市町村または地域に「暴風警報」「大雨・洪水警

報」が発令されている場合は、自宅等に待機し、専門委員長より各校顧問に7:10までに連絡する。

- (4) 大会開催中に「暴風警報」「大雨・洪水警報」が発令された場合は、現地にとどまるか帰宅するかを専門委員長より各校顧問に連絡する。
- (5) 暴風警報、または大雨洪水警報発令の可能性がある場合は、事前に専門委員長より各校顧問に連絡する。
- (6) その他の気象警報に関しても、専門委員長より各校顧問に連絡する。
- (7) 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長、地元中体連、大ブロック会長と協議した上で、京都府中体連本部が行う。

「参加資格の特例」

・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

《学校教育法第134条校在籍生徒》

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること
 - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び、長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
 - ウ 参加を希望する学校にあつては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。
 - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること
 - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること
また、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと

《地域クラブ活動に所属する中学生》

- (1) 地域クラブ活動に所属し、京都府中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。
- (2) 京都府中学校総合体育大会(以下、「京都府総体」と言う。)に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。
 - ① 京都府総体の参加を認める条件
 - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（京都府内の中学校に在籍している生徒であること）。
 - ウ 地域クラブ活動にあつては、日常継続的に（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導資格を有する20歳以上の指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われていること。
 - エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「Ⅱ新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは（公財）京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。かつ同じ内容で京都府中学校体育連盟に登録していること（登録費については、京都府中学校体育連盟の方針による）。※京都府中学校体育連盟への登録手続きは、所定の申請書を期限までに提出すること。必要に応じて、ヒアリング等を実施したうえで、登録の可否を判断する。
 - カ 京都府中学校体育連盟主催大会における全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - キ 地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
 - ② 京都府総体に参加した場合に守るべき条件
 - ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
 - エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加は認めない）。
 - オ 大会においては、ベンチに入る指導者には資格を有する者（取得見込みの者）が含まれること。
 - ③ 参加を認めない場合

ア 登録に際して、申請書に虚偽の記載があった場合は、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。また、以後の大会参加は認めない。

※1 この特例は令和5年4月1日より適用する。（令和5年1月30日理事会にて承認）

※2 この特例は競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は今後も検討を続けていく。

※4 （2）②イ（引率細則は適用する）削除（令和5年5月2日一部改正）

※5 地域クラブ活動に名称を統一（令和6年5月1日）

・「別記2・京都府中学校総合体育大会における複数校合同チーム参加規定」

京都府中学校体育連盟の主催する京都府中学校総合体育大会に、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームはあくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

1 各学校の部活動として位置づけられ、学校教育計画に基づいて活動していること。また、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施するとともに、事前に合同チームとしての登録手続きをすること。

2 合同チームの各校は、京都府中学校体育連盟の加盟校であること。

3 合同チームの大会参加を認めるのは、以下の競技とし、規定の人数を下回った場合のみ合同チームを編成することができる。

（ ）内の人数を下回った場合を原則として、合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。（前年度京都府総体以降に複数校合同チームの実績のあるものについては、当年度についても、地区・ブロック中体連会長の承認のある場合、引き続き複数校合同チームを編成して京都府総体に参加することができる。）

・軟式野球（9） ・ソフトボール（9） ・バレーボール（6）
・バスケットボール（5） ・サッカー（11） ・ハンドボール（7） ・ホッケー（6）
・ラグビーフットボール（12） *各競技の（ ）内は、規定人数を示す。

4 京都府総体予選としてのブロック大会から、合同チームとして参加していること。また、原則として同一ブロック内による合同チームとするが、地理的な条件等から隣接するブロックのチームと合同チームを編成する場合は、府専門部を通して大会本部の承認を得ること。この場合、参加するブロック大会は、代表校の所属するブロックとする。

なお、代表校とは、合同チーム監督の所属校とする。

5 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに代表校が行うこと。この際、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等、部員数が規定数以下であることを証明するものを添付すること。

6 登録チーム名は、校名連記とし、代表校を頭に置くこと。

7 参加申し込み手続きは、代表校の校長より行う。

8 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。監督は、参加校監督どちらか1名とする。（引率細則は適用）

9 本参加規定は、平成15年5月20日より実施する。

本参加規定は、平成24年5月14日一部改正

本参加規定は、令和5年5月2日一部改正

・「別記 3・京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」

この規定は、京都府中学校総合体育大会（以下、京都府総体という）における拠点校部活動（以下、拠点校という）の参加について規定するものである。拠点校とは、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。運動部活動に参加したい生徒の救済措置としての活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

- 1 参加者は開催年度の大会実施要項の参加資格を満たしていること
- 2 拠点校を編成する関係校全てが京都府中学校体育連盟（以下、京都府中体連という）に加盟していること
- 3 拠点校としての大会参加が、各地区・ブロック中体連・専門部に承認され、京都府総体予選としてのブロック大会から、拠点校として参加していること。また、原則として同一市町村内による拠点校とする。
- 4 参加時の名称は拠点校名とするが、拠点校名の最後に（拠）と記載し、拠点校であることが分かる形とする。
- 5 参加申込手続きは、該当拠点となる学校が行うこと。
- 6 チーム登録は、ブロック大会競技別プログラム編成会議の2週間前までに拠点となる学校が行うこと。このとき、当該校長の承認書の写し及び登録時の部員名簿等を添付すること。
- 7 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とする。ただし、引率・監督細則は適用する。
- 8 各地区・ブロック中体連については、「京都府中学校総合体育大会における拠点校部活動参加規定」の趣旨を踏まえ、参加状況を十分に把握しておく。
- 9 今後、実施していく過程で生じる諸問題については、趣旨を踏まえて対処するとともに、各地区・ブロック中体連の実態に応じて、京都府中体連として検討していく。
- 10 本参加規定は、令和5年5月2日より施行する。
令和6年5月1日一部改正

「引率者・監督」

・「別記 4・京都府中学校総合体育大会における引率・監督細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

- 1 引率者としての外部指導者の規定
 - ① 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約（本連盟における手続き・報告は、様式1、2、3をもって行う）がなされていること。

- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
 - ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門委員長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
 - ④ この規定以外のことは、各専門部の規定及び大会要項の通りとする。
- 2 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。
 - ① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長は、様式2、3により手続きを行ったうえで、府専門部に様式1をもって報告する。
 - ② 他校の校長・教員へ監督を依頼する場合
 - ・ 出場校の校長と専門部で協議のうえ、出場校の校長が、監督を引き受けた校長・教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。
 - ・ その際、様式4、5、6、7により手続きを行ったうえで、専門部に様式1をもって報告する。
 - 3 生徒の大会出場に関わる全責任は校長が負う。
- 4 引率上の留意点及び大会会場における留意点
 - ① 引率上の留意点等
 - (a) 引率時は、公の交通機関を利用する。
 - (b) 引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは、引率者として外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。
 - (c) 引率にかかわる外部指導者の費用は、原則として自己負担とする。
 - (d) 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。
 - (e) 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。
 - (f) 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。
 - ② 大会会場における留意点等

引率者は、次のことに留意すること。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加を認めない。

 - (a) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - (b) 各競技会場の使用上のきまりに従う。
 - (c) 競技上の抗議及び問い合わせは、校長が依頼した監督に連絡をとる。
 - (d) ゴミ等は、持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。
 - 5 他校教員による引率については、1（1）、5（1）を適用しない。
 - 6 平成15年5月20日より実施する。
平成26年5月2日一部改正
令和4年5月2日一部改正（主旨文言）
令和5年5月2日一部改正（名称・主旨・全項目文言修正）

・「別記5・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること

- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。
- 2 本連盟による対応・処置の対象となる者
各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
- 3 本連盟の対応
- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。
★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする。
- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。
- 4 判定及びその時期
当該校の校長が懲戒処分を確認した時点
- 5 期 間
- (1) 違反行為 1 回目
校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。
(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。)
- (2) 違反行為 2 回目
本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。
- 6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。